

平成 27 年 3 月 30 日
福 祉 部 長 決 定

加古川市生活困窮者自立支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者（以下「生活困窮者」という。）が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 7 条で規定された各事業の実施について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は加古川市とし、自立相談支援機関を設置して本事業を実施する。

2 事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができるものであって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める民間団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

(暴力団の排除)

第 3 条 前条により事業を受託した事業者が、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、契約を解除し、必要に応じて、支援の対象者に対し他の支援の適用を検討するものとする。

(名称及び実施場所)

第 4 条 本事業は、自立相談支援機関の設置する「相談窓口」において実施する。

(実施方針)

第 5 条 生活困窮者の自立相談の支援は、次の各号に掲げる方針に基づいて実施する。

- (1) 生活困窮者の尊厳を重んじ、その意思を十分に尊重し、その者との信頼関係を築き支援を行うこと。
- (2) 生活困窮者が、地域社会と繋がりを持ち、社会参加することができるように支援を行うこと。
- (3) 生活困窮者の困窮状態に常に留意して、支援を行うこと。

(事業の内容)

第 6 条 自立相談支援機関は、次の各号のうち市長が必要と認めた事業を実施する。

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業
- (2) 生活困窮者住居確保給付金の支給事業
- (3) 生活困窮者就労準備支援事業
- (4) 生活困窮者居住支援事業

- (5) 生活困窮者家計改善支援事業
- (6) 子どもの学習・生活支援事業
- (7) その他の生活困窮者の自立促進に資する事業
(支援員の配置)

第7条 自立相談支援機関は、前条の事業を行うにあたり支援員を配置する。

(対象者)

第8条 第6条に規定する事業を利用することができる者は、原則として市内に居住地を有する生活困窮者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合には、支援を受けることができる。

(相談支援の申込)

第9条 相談支援を希望する者（以下「相談者」という。）は、自立相談支援機関に申し込みを行うものとする。

(面接相談業務)

第10条 自立相談支援機関は、相談者に対して面接相談を行い、相談者の抱える課題を整理し、支援の方針を決定する。

(市への報告)

第11条 自立相談支援機関は、支援員が面接相談時に作成した書類を市長に提出する。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を確認し、自立相談支援機関に指示することができる。

(申請手続きの補助)

第12条 自立相談支援機関は、相談者が第6条第2号から第4号及び第6号に規定する事業の利用を希望する場合は、相談者の同意を得たうえで必要な事項の確認、書類の作成など、申請手続きの補助を行う。

(プランの策定)

第13条 自立相談支援機関は、相談者、関係機関とともに、相談者に対する今後の支援の計画（以下「プラン」という。）を策定する。

(支援調整会議)

第14条 自立相談支援機関は、前条の規定により策定したプランの適切性の協議、支援内容の確認などを行うため、関係機関で構成する支援調整会議を開催する。

2 自立相談支援機関は、支援調整会議において適切性を協議し、必要に応じて修正を加えたプランを市長に提出する。

(プラン承認)

第15条 市長は、提出を受けたプランの内容を確認し、承認する。

(自立支援)

第16条 自立相談支援機関は、前条の規定による承認を受けたプランに基づき、相談者に対して個別的・包括的・継続的に相談面接、居宅訪問等を行う。

(支援状況の確認)

第 17 条 自立相談支援機関は、前条の支援を受ける相談者（以下「支援対象者」という。）の支援状況を定期的に確認するとともに、支援対象者の状況が変わり、プランの内容を変更する必要がある場合は、改めて自立支援調整会議を開催する。

(支援期間)

第 18 条 自立支援の支援期間は、第 15 条に規定にするプランの承認から起算して、原則 1 年以内とする。

(支援の終了)

第 19 条 自立相談支援機関における支援は、前条に規定するほか、支援対象者が次の各号のいずれかに該当したとき終了する。

なお、別途定めがある場合は、その規定によるものとする。

- (1) 就職を実現する等により生活が安定したとき
- (2) 他関係機関へ引継ぎとなったとき
- (3) 生活保護受給となったとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 2 か月以上連絡がとれない等、支援の継続が困難なとき
- (6) 支援の辞退の申し出があったとき

2 前項の場合、自立相談支援機関は支援調整会議を開催し、支援の評価を行う。

(窓口開所時間)

第 20 条 相談窓口の窓口開所時間は土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）を除く、自立相談支援機関の開所時間とする。

(費用負担)

第 21 条 相談窓口の利用は無料とする。

(地域団体・関係機関との連携)

第 22 条 自立相談支援機関は、第 1 条に定める趣旨に沿った支援を行うため、生活困窮者の支援を行っている団体と連携して支援を行う。

(帳簿等の整理)

第 23 条 自立相談支援機関は、次の各号に掲げる帳簿等を整備するものとする。

- (1) 相談受付簿
- (2) 申請受付処理簿
- (3) 支援対象者管理簿
- (4) その他、市長が事業に必要と認めた書類

2 前項の帳簿等について、市長が提出を求めた場合には、自立相談支援機関は該当する帳簿等の提出を行う。

(実施状況報告)

第 24 条 自立相談支援機関は、本事業の実施状況を毎月、市長に報告するものとする。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めのない事項については、別途、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。